

件名

銀行法第十四条の一の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号）の一部を次のように改正し、令和六年三月三十一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	附 則	改 正 後
	（自己資本比率の算出に関する経過措置）	
第二条 「略」		
2 前項の「内部モデルを用いない国内基準行」とは、次に掲げる要件の全てを満たす国内基準行（新銀行告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。以下同じ。）である標準的手法採用行（同条第十号に規定する標準的手法採用行をいう。以下同じ。）をいう。		
〔一・二 略〕	〔一・二 略〕	
三 当該国内基準行である標準的手法採用行を子会社（新銀行告示第一条第一号に規定する子会社をいう。）とする者（適用日以後に当該国内基準行である標準的手法採用行（適用日前から引き続き銀行であるものに限る。）を当該子会社とした者を除く。）が次のいずれにも該当しないこと。	三 当該国内基準行である標準的手法採用行を子会社（新銀行告示第一条第一号に規定する子会社をいう。）とする者が次のいずれにも該当しないこと。	
〔3・4 略〕	〔3・4 略〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。		
	附 則	改 正 前
	（自己資本比率の算出に関する経過措置）	
第二条 「同上」		
2 「同上」		
〔一・二 同上〕	〔一・二 同上〕	
三 当該国内基準行である標準的手法採用行を子会社（新銀行告示第一条第一号に規定する子会社をいう。）とする者が次のいずれにも該当しないこと。	三 当該国内基準行である標準的手法採用行を子会社（新銀行告示第一条第一号に規定する子会社をいう。）とする者が次のいずれにも該当しないこと。	
〔3・4 同上〕	〔3・4 同上〕	